

福島県企業局条件付一般競争入札心得

(目的)

第1条 福島県企業局が発注する工事若しくは製造の請負契約に係る条件付一般競争入札による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令、入札公告、入札説明書並びに契約の方法及び入札の条件に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の納付は免除する。ただし、落札者の通知を受けた者が契約を締結しないときは、見積りに係る金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

(入札の方法等)

第3条 入札参加者は、入札公告、福島県工事請負契約約款、設計図書（仕様書を含む。）、金抜き設計書、仕様書、契約の方法及び入札の条件及び現場等を熟知のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札書及び入札書に記載された入札金額に対応した見積内訳書（以下「入札書等」という。）を一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、かつ、入札公告で示した提出期日を指定した配達日指定郵便で郵送しなければならない。

3 入札参加者は、入札書等を次の方法で郵送しなければならない。

(1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(2) 入札書等を中封筒に入れ、封かんの上、中封筒の表面に入札参加者の商号又は名称、工事名、工事番号、工事箇所及び開札日を記載すること。

(3) 外封筒には、入札書等を封入した中封筒、総合評価方式の場合は技術提案書（福島県総合評価方式実施要領様式第1号及び第6号から第11号まで。以下同じ。）を入れ、外封筒の表面に入札参加者の商号又は名称、工事名、工事番号、工事箇所、開札日、担当者、担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）及び入札書等在中の旨を記載すること。

4 入札参加者は、一度郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札を無効とする申出)

第4条 入札参加者は、入札書等を郵送した日から落札候補者の通知を受けた日までの間に、予定していた技術者が配置できない事由が発生した場合には、郵送した入札書等を無効とする申出をすることができる。この場合においては、第2条のただし書きの規定は適用しない。

2 前項の申出をせずに契約を辞退した場合には、入札参加資格制限の措置を受けることがある。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

(開札)

第6条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、公開とする。

3 開札には、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

4 同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、別に定める「入札におけるくじ」の方法によりくじを行い、順位を決定するものとする

5 開札したときは、直ちに入札書及び中封筒の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札者名及び当該理由を読み上げるものとする。

6 前項の確認を行った後、無効及び失格の入札を除き最低価格の入札をした者（総合評価方式

による入札にあっては、評価値が最も高い者) から第2順位までの入札者(以下「落札候補者」という。)を落札候補者として入札金額及び入札者名を読み上げるものとする。

(落札決定の保留)

第7条 落札候補者を決定したときは、落札決定を保留し、落札候補者のうち第1順位の者から順に入札参加資格の確認を行った上、落札者を決定する。

(第1順位の落札候補者に対する通知)

第8条 第1順位の落札候補者が開札に立ち会わないときは、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知するものとする。

(入札参加資格確認書類の提出)

第9条 入札参加資格確認書類の提出の指示を受けた落札候補者は、指示を受けた日から起算して3日以内(福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)に提出しなければならない。

- 2 落札候補者が前項に規定する期間内に入札参加資格確認書類を提出しないとき又は入札執行権者が入札参加資格確認のために行う指示に従わないときは、当該入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

(落札者の決定)

第10条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した入札参加資格を有する者を落札者とする。

- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とする場合がある。この場合、契約内容に適合した履行に関する調査(以下「低入札価格調査」という。)を実施し判断するものとする。
- 3 施行令第167条の10第2項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 4 施行令第167条の10の2第1項の規定を適用する必要があると認めるとき(以下「総合評価方式」という。)は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の申込みに係る価格によっては、施行令第167条の10の2第2項の規定に基づきその者以外の者を落札者とする場合がある。この場合、低入札価格調査を実施し判断するものとする。

(入札書の無効等)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 第3条第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書
- (2) 入札公告に示す指定日以外の日に到着した入札書(郵便事故によって指定日以外に到着したものであって開札に間に合うものを除く。)
- (3) 入札参加資格のない者が入札した入札書
- (4) 入札公告で示した提出先以外に到着した入札書(郵便事故によって提出先以外に到着したものであって開札に間に合うものを除く。)
- (5) 外封筒及び中封筒に商号又は名称が記載されていないなど開札前に入札参加者が特定できない入札書
- (6) 鉛筆書きによる入札書
- (7) 中封筒又は見積内訳書の表記が誤字、脱字、未記載等により対象案件が特定できない入札書
- (8) 同一の入札参加者が2通以上提出した入札書

- (9) 見積内訳書を提出しない者が入札した入札書
 - (10) 中封筒に入っていない入札書
 - (11) 日付がない又は公告日若しくは通知日から開札日までの期間内の日付となっていない入札書
 - (12) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
 - (13) あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書
 - (14) 工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが記載されていない入札書
 - (15) 工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが入札公告と一致しない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
 - (16) 見積内訳書の積算価格と入札金額が一致しない（見積内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差が、入札金額が1千万円以下であるときは千円未満、入札金額が1千万円を超えるときは入札金額の1万分の1未満である場合を除く。）入札書
 - (17) 提出期限内に入札参加資格確認書類及び総合評価方式の場合には技術提案書の内容の確認に必要な書類等を提出しない者の入札書
 - (18) 虚偽の入札参加資格確認書類を提出した者の入札書
 - (19) 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の入札書
 - (20) 総合評価方式の場合において、技術提案書が入札書と一緒に中封筒に入っている場合の入札書
 - (21) 総合評価方式の場合において、技術提案書が入札書が入っている中封筒と一緒に外封筒に同封されていない場合の入札書
 - (22) 総合評価方式の場合において、技術提案様式第1号に記名押印がない場合の入札書
 - (23) 低入札価格調査制度が適用されている場合（測量等委託業務を除く。）において、見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）が入札書と一緒に中封筒に同封されていない場合の入札書
 - (24) 総合評価方式（工事の簡易型又は標準型に限る。）の場合において、「施工計画の適切性に対する評価」が不適とされた場合の入札書
 - (25) 総合評価方式（工事の標準型に限る。）の場合において、技術提案（様式第10号）が採用されない場合の入札書
 - (26) 低入札価格調査制度が適用されている場合（測量等委託業務を除く。）において、見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）と見積内訳書の金額が一致しない場合の入札書
 - (27) 上記(1)から(26)に掲げるもののほか、入札公告、入札説明書、契約の方法及び入札の条件において示した入札条件に違反して入札した入札書
- 2 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その入札書を無効とする。
 - 3 次の各号のいずれかに該当する入札書は、失格とする。
 - (1) 最低制限価格が設定されている場合において、入札金額が最低制限価格を下回る入札書
 - (2) 低入札価格調査制度が適用されている場合において、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札書

（共同企業体に関する事項）

第12条 共同企業体が入札に参加する場合においては、代表者があらかじめ他の構成員から入札に関する一切の権限を委任された委任状を作成し、第9条に規定する入札参加資格確認書類の提出時に当該委任状を提出しなければならない。

（契約保証金）

第13条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第14条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約権者が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して7日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(質問及び異議の申立て)

第15条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

2 入札書等の提出後、この心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成19年4月1日以降に起工の決定を行うものについて適用する。

この心得は、平成19年10月1日以降に公告を行うものについて適用する。

この心得は、平成20年1月4日以降に公告を行うものについて適用する。

この心得は、平成20年4月1日以降に公告を行うものについて適用する。

この心得は、平成21年3月1日以降に公告を行うものについて適用する。

この心得は、平成21年11月1日以降に公告を行うものについて適用する。

この心得は、平成23年11月1日以降に公告を行うものについて適用する。

(別紙1)

入札書

※1

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壹
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

入札金額 円也

工事名

工事番号

工事箇所

くじの数

--	--	--

 ※2

上記のとおり入札いたします。

年 月 日

※3

住 所

商号又は名称

代表者名

印

(あて先) 福島県

(※1) アラビア数字を用いるときには金額の頭初に「¥」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭初に「金」の文字を併記すること。

(※2) 同額入札による「くじ」に使用する。アラビア数字を用いて、任意の値(000~999。空欄を作らないこと。012のように0(ゼロ)を記載する)を記入すること。記入がない場合や数字以外の記号・文字が記入された場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

(※3) 入札等の権限を委任された者(支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。)が入札する場合には、当該委任された者の住所、名称等を記載し、押印すること。

入札書を無効とする申出書

- 1 工事名
- 2 工事番号

上記の入札に関して入札書等を提出していましたが、下記の工事の落札者（落札候補者）となり、技術者を配置できなくなったため、上記工事に係る入札書を無効とするよう申し出ます。

記

発注者名

工事名

工事番号

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者名

印

(発注者名)

様

入札におけるくじ

競争入札（総合評価方式を含む。）の開札の結果、第1番目又は第2番目の入札参加者が複数あり、順位の設定ができない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

1. 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合などは、有資格コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

2. くじの手順

- (1) 有資格者コードの小さい者から順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を最上位とする。
- (4) 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を2順位とする。
この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を2順位とする。
- (5) 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を3順位とする。
この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を3順位とする。
- (6) 4順位以下は(5)の規定に準じて順位を決定する。

(例) 入札参加者3名が同額入札の場合

- (1) 有資格者コード順にくじ番号を付与する。
株A (有資格者コード 100980021) …… くじ番号 0
株B (有資格者コード 100980142) …… くじ番号 1
株C (有資格者コード 100982293) …… くじ番号 2
- (2) くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。
株A (くじの数 123) 合計 (123+072+452=647)
株B (くじの数 072)
株C (くじの数 452) 余り (647÷3=215…余り2)
- (3) 順位の決定
最上位は、余りの2と一致するくじ番号である株C
2順位は、2+1=3のくじ番号が存在しないので、くじ番号0の株A
3順位は、0+1=1と一致するくじ番号である株B

見積内訳書を作成する際の留意点について

見積内訳書は、入札参加者が適切に積算しているかどうかを判断する上で大変重要な書類ですので、その作成にあたっては以下の点に十分留意願います。

- ① 見積内訳書は、基本的には「金抜き設計書」の「本工事費内訳表」、「工種明細表」又はこれに相当するものに従って、各工種毎に「数量×単価＝金額」で表示します。
- 建築工事など多様な工種で構成される工事の場合、各工種（工事数量が確認できる範囲）の記載が「工種明細表」以降に表示される場合がありますので注意してください。（見積内訳書記載例2参照）
- ② また、本工事費内訳書の範囲内で種別レベル*までの工事数量が確認できる場合は、種別レベルまでの記載でもよいものとします。なお、この場合であっても種別ごとに「数量×単価＝金額」で表示してください。（見積内訳書記載例1参照）
- ※「土木設計マニュアル〔設計積算編〕」（土木部技術管理課），第4章－11参照
(<http://www.pref.fukushima.jp/kikakugijutsu/gijutsukanri/gijyutu02/2-7/estimation/sekisan.pdf>)
- ③ 見積内訳書は、値引きの表示は認めておりません。下記の例のように、金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額（単価）で見積金額を記載してください。

（例1）「金額」の端数を値引いた計算は行わない。

	数量	単価	金額
（誤）〇〇〇工	130m ² ×2	508円	= <u>325,000円</u> （計算が合わないため誤計算）
		↓	
（正）〇〇〇工	130m ² ×2	<u>2,500円</u>	=325,000円

※ 130×2,508=326,040円となるので、326,040円と記入するか、又は325,000円と見積もりたい場合は、誤計算とならないよう単価を2,500円として記入する。

- ④ 一定金額以上の誤計算（「値引き」や「まるめ」なども含む）があった場合は、入札書が無効となりますので提出前に必ず検算を行ってください。
- ⑤ 金額のまるめとして端数金額を値引きしている例がみられますが、表示方法によっては、見積金額と入札金額の不一致とみなされ入札書が無効となりますので、見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額が一致していることを確認してください。

(例2) 合計欄等でまるめ値引きは行わない。

(誤)	工事原価	10,000,000円	
	一般管理費	2,345,600円	
	工事価格	12,345,600円	
	工事価格(まるめ)	<u>12,340,000円</u>	(引下げ項目が不明な値引き)
		↓	
(正)	工事原価	10,000,000円	
	一般管理費	<u>2,340,000円</u>	
	工事価格	12,340,000円	

※一般管理費など実際に値引いた項目の金額(単価)を引下げた後の金額で表示する。

⑥ **見積内訳書は1式表示とせず、金抜き設計書と対比可能な「数量×単価」の内訳まで記載してください。(数量×単価の不明な1式表示があった場合は入札書が無効とされる場合があります。)**

(例3) 見積内訳書は、「数量×単価」とし、1式表示にしない。

	数量	単価	金額
(誤)	〇〇〇工	1式	1,000,000円
	△△△工	1式	1,500,000円
	□□□工	1式	2,000,000円
		↓	
(正)	〇〇〇工		1,000,000円
	内訳	{ 100m × 2,500円 = 250,000円 100m × 7,500円 = 750,000円 }	
	△△△工		1,500,000円
	内訳	{ 50m ² × 10,000円 = 500,000円 50m ² × 20,000円 = 1,000,000円 }	
	□□□工		2,000,000円
	内訳	{ 200m ³ × 8,000円 = 1,600,000円 1式 400,000円 }	
	内訳	{ ◇◇◇工 300m × 1,000円 = 300,000円 ■■■工 500m × 200円 = 100,000円 }	

⑦ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費については、1式表示を認めます。

⑧ 工事施工に際して**必要な項目の漏れがあった場合は、入札書が無効とされる場合があります**ので、提出する前に十分チェックしてください。

見積内訳書(記載例1)

					工事名	〇〇〇工事
					工事番号	第〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇号
					商号又は名称	〇〇建設株式会社
費目・工種・種別など	数量	単位	単位	金額	備考(記載上注意すべき点)	
(例)本工事費						
道路改良工						
土工	10,000.0	m3	600	6,000,000	土木関係の工事で、金抜設計書における「本工事内訳表」の範囲において種別レベル※までの工事数量が全て確認できる場合、種別レベル※の事項についての記載(数量×単価)でよいものとします。(「数量×単価」で記載すること。) なお種別レベル※以下の細別等については、低入札価格調査や談合情報があった場合に提出を求めることがあるため、速やかに提出できるよう準備願います。 ※「土木設計マニュアル[設計積算編]」(土木部技術監理課) 第4章-11参照。 (http://www.pref.fukushima.jp/kikakugijutsu/gijutsukanri/gijyutu02/2-7/estimation/sekisan.pdf)	
掘削工	8,000.0	m3	600	4,800,000		
床掘工	2,000.0	m2	1,500	3,000,000		
路床盛土工						
(中略)						
路盤工				1,680,000		
下層路盤工	1,200.0	m2	1,400	1,680,000		
排水工				4,340,800		
側溝工(XI-〇-〇-〇)	70.0	m	13,000	910,000		
側溝工(XI-〇-△-◇)	150.0	m	19,500	2,925,000		
1号暗渠工	1.0	式	121,800	121,800		
暗渠工	14.0	m	8,700	121,800		
2号暗渠工	1.0	式	384,000	384,000		
暗渠工	32.0	m	12,000	384,000		
(中略)						
直接工事費						
共通仮設費	1.0	式		10,000,000	共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に分けて計上すること。 なお、値引き等については、記載しない。	
純工事費(直接工事費+共通仮設費)				1,000,000		
現場管理費	1.0	式		11,000,000		
工事原価(純工事費+現場管理費)				3,000,000		
一般管理費	1.0	式		14,000,000		
工事価格(工事原価+一般管理費)				2,000,000	工事価格は入札書の金額と一致させること。	
				16,000,000		

※ 見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額とは一致しなければならない。

※ 設計図書の仕事費内訳表に単価、金額を記載した形式とするが、これと同等の項目が含まれる独自様式の提出も認める。

見積内訳書(記載例2)

					工 事 名	〇〇〇工事
					工 事 番 号	第〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇号
					商 号 又 は 名 称	〇〇建設株式会社
費目・工種・種別など	数 量	単 位	単 位	金 額	備 考(記載上注意すべき点)	
(例)本工事費						
改築改修工事						
塗装改修工事	1.0	棟		2,161,000	金抜設計書における各工種の数量が確認できるレベルまで記載すること。(数量×単価)で記載できるレベルまで記載すること 仮設工1.0式や塗装工事1.0式では工法や数量が確認できないため、この内訳まで記載する必要がある。 なお、これ以下の細別等については、低入札価格調査や談合情報があった場合に提出を求められることがあるため、速やかに提出できるよう準備願います。	
仮設工事	1.0	式		325,000		
ブラケット足場	250.0	m2	950	237,500		
養生シート張	250.0	延m2	350	87,500		
塗装工事	1.0	式		1,785,000		
さび落とし素地調整	850.0	m2	700	595,000		
錆止め塗り	850.0	m2	700	595,000		
△△塗装	850.0	m2	700	595,000		
左官工事	1.0	式		51,000		
左官工	68.0	m	750	51,000		
△棟補修工事	1.0	棟		587,840		
外壁改修工事				587,840		
仮設工	1.0	式		246,500		
枠組足場	170.0	架m2	1,450	246,500		
外壁補修	1.0	式		33,840		
施工数量調査	252.0	m2	120	30,240		
クラック補修工	2.0	m	1800	3,600		
左官工事				255,000		
左官工	170.0	m2	1500	255,000		
塗装工				52,500		
△△△塗装工	50.0	m	1050	52,500		
直接工事費				2,748,840	共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に分けて計上すること。 なお、値引き等については、記載しない。	
共通仮設費	1.0	式		99,813		
純工事費(直接工事費+共通仮設費)				2,848,653		
現場管理費	1.0	式		430,849		
工事原価(純工事費+現場管理費)				3,279,502		
一般管理費	1.0	式		33,048	工事価格は入札書の金額と一致させること。	
工事価格(工事原価+一般管理費)				3,312,550		

※ 見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額とは一致しなければならない。

※ 設計図書の仕事費内訳表に単価、金額を記載した形式とするが、これと同等の項目が含まれる独自様式の提出も認める。

見積内訳書(記載例3)

				工 事 名	○○○工事
				工 事 番 号	第○○-○○○-○○○○号
				商 号 又 は 名 称	○○建設株式会社
費目・工種・種別など	数 量	単 位	単 位	金 額	備 考(記載上注意すべき点)
(例)本工事費					
案内標識設置工事				2,221,040	
1工区(○○町大字○○地内)	1.0	基	1,070,780	1,070,780	案内標識を2.0基設置する工事であるが、工事数量が箇所によって異なっているため、切抜設計書を参考に工事内訳数量まで記載すること。 なお、これ以下の細別等については、低入札価格調査や談合情報があった場合に提出を求められることがあるため、速やかに提出できるよう準備願います。
土工				12,220	
床掘工	5.0	m3	1,350	6,750	
埋戻工	1.0	m3	1,750	1,750	
残土処理	4.0	m3	930	3,720	
基礎工				58,560	
コンクリート人力打設	1.76	m2	21,000	36,960	
型枠工	4.8	m2	4,500	21,600	
標識工				1,000,000	
案内標識(L=○○、H=○○)	1.0	基	1,000,000	1,000,000	
2工区	1.0	基	1,150,260	1,150,260	
土工				12,500	
床掘工	5.0	m3	1,350	6,750	
埋戻工	1.0	m3	1,750	1,750	
残土処理	4.0	m3	1,000	4,000	
基礎工				137,760	
コンクリート人力打設	1.76	m2	21,000	36,960	
型枠工	4.8	m2	21,000	100,800	
標識工				1,000,000	
案内標識(L=○○、H=○○)	1.0	基	1,000,000	1,000,000	
舗装版復旧工	1.0	式	21,940	21,940	切抜設計書で2箇所分の数量をまとめて計上している場合には、2箇所分をまとめて計上してもよい。 ただし、1.0式計上ではなく、工事内訳数量まで記載すること。 なお、これ以下の細別等については、低入札価格調査や談合情報があった場合に提出を求められることがあるため、速やかに提出できるよう準備願います。
路盤工	4.0	m2	535	2,140	
舗装工(細粒度As)	12.0	m2	1,650	19,800	
雑工				12,100	
取壊し工	1.0	式	12,100	12,100	
舗装版切断	9.5	m	410	3,895	
舗装版積込み	7.5	m3	920	6,900	
機械積込ダンプトラック運搬	0.3	m2	2,950	885	
アスファルト中間処理	0.7	t	600	420	
直接工事費				2,255,080	
共通仮設費	1.0	式		405,914	共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に分けて計上すること。 なお、値引き等については、記載しない。
純工事費(直接工事費+共通仮設費)				2,660,994	
現場管理費	1.0	式		1,064,400	
工事原価(純工事費+現場管理費)				3,725,394	
一般管理費	1.0	式		558,800	
工事価格(工事原価+一般管理費)				4,284,194	工事価格は入札書の金額と一致させること。

※ 見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額とは一致しなければならない。

※ 設計図書の工事費内訳表に単価、金額を記載した形式とするが、これと同等の項目が含まれる独自様式の提出も認める。